

酒税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表
改正後

(連続式蒸留焼酎の原料等)

第三条の二 法第三条第九号に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 省 略
 - 二 財務省令で定める着色料
- 2 省 略

(輸出免税)

第三十六条 省 略

2 省 略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含むものとする。

(承認を受ける義務)

第五十六条 省 略

2 省 略

3 法第五十条第一項第七号に規定する政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 第三条の二第二項の規定に該当する連続式蒸留焼酎又は第四条の二第四項の規定に該当する単式蒸留焼酎を製造しようとするとき。

二 木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を当該酒類の製造場から移出しようとするとき。

三 香味、色沢その他の性状がウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを当該酒類の製造場から移出しようとするとき(酒類製造者が、当該スピリッツについて専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為をしている場合に限るもの)

改正前

(連続式蒸留焼酎の原料等)

第三条の二 同 上

- 一 同 上
 - 二 財務省令で定める合成着色料
- 2 同 上

(輸出免税)

第三十六条 同 上

2 同 上

(承認を受ける義務)

第五十六条 同 上

2 同 上

3 法第五十条第一項第七号に規定する政令で定めるときは、第三条の二第二項の規定に該当する連続式蒸留焼酎又は第四条の二第四項の規定に該当する単式蒸留焼酎を製造しようとするとき、木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を当該酒類の製造場から移出しようとするときその他財務省令で定めるときとする。

- とし、法第五十条第一項第四号又は前号に該当する場合を除く。）。
- 四 その他財務省令で定めるとき。
- 4 省 略

附 則

1 (施行期日)

- 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の酒税法施行令（以下「新令」という。）第三十六条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に酒税法第二十九条第一項に規定する酒類製造者が輸出する目的で酒類（酒税法施行令第一条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）の製造場から移出する酒類に係る酒税法施行令第三十六条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

- 3 新令第五十六条第三項の規定は、令和五年四月一日以後に酒類の製造場から移出されるスピリッツ（酒税法第三条第二十号に規定するスピリッツをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に酒類の製造場から移出されたスピリッツについては、なお従前の例による。

4 同 上